

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 2 9 日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課  
建設市場整備課

下請債権保全支援事業の延長等について

下請債権保全支援事業については、下請建設企業等の債権を保全することにより連鎖倒等を防止し、下請建設企業等の経営及び雇用の安定を図るため創設され、今日まで広く利用されてきたところです。

本事業は、令和 3 年度末までの事業となっていたところですが、今般、事業期間を延長し、関係者に対し別添のとおり通知しましたので、お知らせ致します。

本制度について、傘下の会員等に周知して頂き、更なる活用をお願い致します。